



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成22年9月14日火曜日 第2201号

### ◇ 目次 ◇

大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....	657
肥料の登録.....	657
肥料登録証の記載事項の変更の届出.....	657
海岸保全区域の指定の一部改正.....	658

公共測量の実施の通知.....	660
宅地建物取引業法第67条第1項の規定に基づく公告.....	660
建設業者の許可の取消し.....	660
開発行為に関する工事の完了（2件）.....	660
土地改良事業の工事完了の届出.....	661
道路の供用開始（県道池田中山線）.....	661

## 告 示

### ○愛媛県告示第1040号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに伊予市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

平成22年9月14日

愛媛県知事 加戸守行

#### 1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変更前	変更後	変更する年月日	届出年月日
マルナカ伊予店	伊予市灘町字西335番1	大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻	午前0時	午後9時40分	平成22年12月27日	平成22年8月27日
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前8時40分から午前0時20分まで	午前8時40分から午後10時まで		

#### 2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局産業経済部産業振興課商工観光室並びに伊予市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

##### (1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

##### (2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

### ○愛媛県告示第1041号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条の規定に基づき、次のとおり肥料の登録をした。

平成22年9月14日

愛媛県知事 加戸守行

登録年月日	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者の氏名又は名称及び住所
平成22年9月2日	愛媛県第1277号	魚かす粉末	魚かす肥料	窒素全量 7.5 りん酸全量 7.5	該当無し	金谷和佳 愛媛県宇和島市弁天町2丁目2番2号

### ○愛媛県告示第1042号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第13条第1項及び第4項の規定に基づき、次のとおり肥料登録証の記載事項の変更の届出があった。

平成22年9月14日

愛媛県知事 加戸守行

登録番号	生産業者の氏名又は名称及び住所	変更前	変更後	変更年月日
愛媛県第1228号	うわうみ漁業協同組合 愛媛県宇和島市築地町2丁目5番7号	戸島漁業協同組合 愛媛県宇和島市戸島2218番地 戸島漁協魚廃物加工肥料	うわうみ漁業協同組合 愛媛県宇和島市築地町2丁目5番7号 戸島魚廃物加工肥料	平成21年6月1日

愛媛県 第1236号	うわのみ漁業協 同組合 愛媛県宇和島市 築地町2丁目5 番7号	日振島漁業協同組 合 愛媛県宇和島市日 振島1682番地 日振島漁協魚廃物 加工肥料	うわのみ漁業協同 組合 愛媛県宇和島市築 地町2丁目5番7 号 日振島魚廃物加工 肥料	平成21 年6月 1日
---------------	---	---	---	-------------------

○愛媛県告示第1043号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により海岸保全区域を指定したので、海岸保全区域の指定（昭和33年3月愛媛県告示第277号）の一部を次のように改正する。

平成22年 9月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
燧灘沿岸				燧灘沿岸			
海岸名	地区	地先	区 域	海岸名	地区	地先	区 域
	海岸名	海岸名			海岸名	海岸名	
省略				省略			
枝越港 （今治市）	伊方 叶浦		<u>基点1から基点22までを順次結んだ線並びに基点22、補助点12、補助点11、補助点10、補助点9、補助点8、補助点7、補助点6、補助点5、補助点4、補助点3、補助点2、補助点1及び基点1を順次結んだ線により囲まれた区域</u> 基点及び補助点の表示（角度の表示は、真北） 基点1は、矢崎四等三角点（北緯34度12分41秒、東経133度03分50秒）から133度47分37秒436.24メートルの地点 基点2は、基点1から27度59分29秒29.00メートルの地点 基点3は、基点2から323度21分15秒18.00メートルの地点 基点4は、基点3から32度11分10秒106.00メートルの地点 基点5は、基点4から63度16分09秒49.00メートルの地点 基点6は、基点5から125度41分10秒42.64メートルの地点 基点7は、基点6から37度30分06秒25.00メートルの地点 基点8は、基点7から104度19分29秒77.00メートルの地点 基点9は、基点8から196度03分26秒59.14メートルの地点 基点10は、基点9から104度08分25秒99.15メートルの地点 基点11は、基点10から193度17分05秒84.50メートルの地点	枝越港 （伯方町）	伊方 叶浦		<u>基点1から基点21までを順次結んだ線並びに基点21、補助点21、補助点16、補助点15の2、補助点15の1、補助点14、補助点13の2、補助点13の1、補助点12、補助点8、補助点4、補助点2、補助点1及び基点1を順次結んだ線により囲まれた区域</u> 基点及び補助点の表示（角度の表示は、真北） 基点1は、越智郡伯方町大字伊方字本上ヶ濱乙937番35の標柱（北緯34度11分12秒、東経134度04分15秒） 基点2は、基点1から25度50分29メートルの地点 基点3は、基点2から0度06分18メートルの地点 基点4は、基点3から29度40分106メートルの地点 基点5は、基点4から66度42分49メートルの地点 基点6は、基点5から129度20分36メートルの地点 基点7は、基点6から64度02分25メートルの地点 基点8は、基点7から104度55分75メートルの地点 基点9は、基点8から14度20分65メートルの地点 基点10は、基点9から114度21分168メートルの地点 基点11は、基点10から191度30分199メートルの地点

基点12は、基点11から103度06分00秒  
32.37メートルの地点  
基点13は、基点12から131度45分45秒  
141.77メートルの地点  
基点14は、基点13から58度03分41秒  
91.01メートルの地点  
基点15は、基点14から148度34分06秒  
300.47メートルの地点  
基点16は、基点15から238度14分01秒  
90.10メートルの地点  
基点17は、基点16から162度26分47秒  
267.20メートルの地点  
基点18は、基点17から78度26分41秒  
109.00メートルの地点  
基点19は、基点18から167度46分11秒  
255.09メートルの地点  
基点20は、基点19から183度59分20秒  
69.58メートルの地点  
基点21は、基点20から137度11分53秒  
36.06メートルの地点  
基点22は、基点21から176度02分59秒  
140.71メートルの地点  
補助点1は、基点1から144度07分58  
秒103.00メートルの地点  
補助点2は、基点2から126度28分51  
秒93.48メートルの地点  
補助点3は、基点4から145度58分03  
秒148.00メートルの地点  
補助点4は、基点9から188度16分08  
秒135.24メートルの地点  
補助点5は、基点13から217度29分22  
秒100.28メートルの地点  
補助点6は、基点14から209度40分33  
秒210.35メートルの地点  
補助点7は、基点14から193度18分53  
秒142.05メートルの地点  
補助点8は、基点15から283度24分03  
秒141.00メートルの地点  
補助点9は、基点16から284度58分50  
秒137.30メートルの地点  
補助点10は、基点16から258度32分04  
秒100.57メートルの地点  
補助点11は、基点17から222度51分17  
秒115.00メートルの地点  
補助点12は、基点22から275度59分19  
秒201.00メートルの地点

省略

基点12は、基点11から130度40分93メ  
ートルの地点  
基点13は、基点12から60度05分89メ  
ートルの地点  
基点14は、基点13から150度10分311  
メートルの地点  
基点15は、基点14から239度40分90メ  
ートルの地点  
基点16は、基点15から162度40分264  
メートルの地点  
基点17は、基点16から80度20分109メ  
ートルの地点  
基点18は、基点17から169度10分260  
メートルの地点  
基点19は、基点18から181度20分58メ  
ートルの地点  
基点20は、基点19から144度10分30メ  
ートルの地点  
基点21は、基点20から179度40分110  
メートルの地点  
補助点1は、基点1から147度55分  
103メートルの地点  
補助点2は、基点2から127度30分94  
メートルの地点  
補助点4は、基点4から149度20分  
148メートルの地点  
補助点8は、基点8から192度15分  
194メートルの地点  
補助点12は、基点12から220度06分  
100メートルの地点  
補助点13の1は、基点13から213度05  
分208メートルの地点  
補助点13の2は、基点13から198度10  
分141メートルの地点  
補助点14は、基点14から286度30分  
149メートルの地点  
補助点15の1は、基点15から288度30  
分147メートルの地点  
補助点15の2は、基点15から262度40  
分101メートルの地点  
補助点16は、基点16から224度03分  
115メートルの地点  
補助点21は、基点21から272度20分  
201メートルの地点

省略

○愛媛県告示第1044号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、国土交通省四国地方整備局大洲河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成22年 9月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 作業種類 公共測量（1 / 2,500地形図作成）
- 2 作業期間 平成22年 9月14日から  
平成23年 1月21日まで
- 3 作業地域 大洲市（肱川流域）

該宅地建物取引業者は、愛媛県土木部道路都市局建築住宅課まで申し出られたい。

なお、この告示の日から30日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条第1項の規定によりその免許を取り消す。

平成22年 9月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

商号	代表者の氏名	免許番号	免許年月日
有限会社エム・ティ・コーポレーション	日 野 壽 彦	愛媛県知事 <sup>(3)</sup> 第4295号	平成18年11月11日

○愛媛県告示第1045号

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、当

○愛媛県告示第1046号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成22年 9月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般17)第15802号	平成17年 9月5日	ササキ硝子建材	佐々木和彦	松山市山西町148-4	平成22年 8月10日	ガラス工事業 建具工事業	建設業の廃止
(般・特17)第12077号	平成17年 8月18日	(株)幹建設	高須賀幹由	松山市来住町925-6	平成22年 8月16日	土木工事業	建設業の廃止 (一部)
(般20)第14157号	平成20年 12月8日	(有)愛成建設	門屋 美信	松山市東石井4-16-13	平成22年 8月18日	土木工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第1047号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成22年 9月14日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
22中局建（開）第26号 平成22年 9月 3日	東温市北野田字天神582番1、582番6	松山市福音寺町43番地1 株式会社 みのり商会

○愛媛県告示第1048号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成22年 9月14日

愛媛県中予地方局長 門 屋 泰 三

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
22中局建（開）第27号 平成22年 9月 6日	東温市田窪字大坪917番1	松山市山越1丁目10番11号 (有)イヨメディカル

○愛媛県告示第1049号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、大洲市から次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があった。

平成22年 9月14日

愛媛県南予地方局長 高 魚 貞 利

土地改良事業の名称	土地改良事業の施行に係る地域	土地改良事業の工事の完了年月日
農業用道路整備事業	上影地地区	平成18年12月20日
農業用道路整備事業	出海地区	平成19年 3月 7日

○愛媛県告示第1050号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 9月14日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	池田中山線	喜多郡内子町大瀬南7491番3から同町大瀬南7790番1地先まで 及 び 喜多郡内子町大瀬南7491番3から同町大瀬南7790番1まで	平成22年 9月15日